

指 定 施 設 に お け る
不 在 者 投 票 事 務 の 手 引 き

[令 和 7 年 5 月 (改 訂)]
山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

は　じ　め　に

期日前投票制度・不在者投票制度は、投票日当日に用務等があると見込まれる選挙人が、投票日前においても投票できるような方途を講じた例外的な制度であり、選挙人に対しできるだけ投票の機会を与えようとする趣旨で設けられたものです。

その一つの方法として、都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等（指定施設）に入院又は入所中の選挙人が、その施設内で不在者投票を行うことが認められています。

指定施設における不在者投票は一般投票と異なり、長期にわたって、しかも選挙管理委員会の管理する場所以外で行われることから、選挙の自由公正の確保、投票の秘密保持のため厳格な事務手続が定められています。

不在者投票管理者となる指定施設の長におかれましては、多忙な本来の職務のほかに、複雑でかつ多量の事務を管理・執行していただくわけですが、選挙の重要性を十分認識され、事前の準備及び事務従事者の指導に万全を期し、有権者の貴重な投票が無効とならないために格段の御配慮をお願いします。

なお、事務処理上疑問な点がありましたら、最寄りの市町村選挙管理委員会事務局又は山形県選挙管理委員会事務局へお問合せいただいて、適切な事務処理をされますようお願いします。

山形県選挙管理委員会事務局

目 次

1	不在者投票とは	1
2	指定施設とは	1
3	不在者投票をすることができる者は	1
4	不在者投票ができる期間は	2
5	不在者投票管理者	2
6	不在者投票における立会人	4
7	投票場所等の設備	4
8	不在者投票事務のあらまし	5
9	不在者投票の手続	7
10	不在者投票の送致	9
11	投票用紙等の返還	10
12	所要経費について	11
13	よくある質問等	12

凡 例

法 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

令 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）

1 不在者投票とは

選挙における投票は、原則として選挙人が「選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない」とされており、投票用紙は「選挙の当日、投票所において選挙人に交付される」ことになっています。(法第44条第1項、第45条第1項)

しかし、数多い選挙人の中には選挙期日(投票日)当日に、仕事に従事すること、病院に入院していること、旅行すること、などが見込まれる人がいます。

期日前投票・不在者投票は、このような人々のために、投票日の前でも投票できるように考えられた制度です。このうち不在者投票は、不在者投票のできる人(法第49条)が一定の手続によって、投票日の前にあらかじめ投票用紙の交付を受け、投票日の前日までに法律で定められた場所で投票する制度です。

2 指定施設とは

指定施設とは、都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設、保護施設及び国立保養所のことです。(令第55条第2項、第4項第2号)

※「老人ホーム」とは…

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホーム

3 指定施設で不在者投票をすることができる者は

指定施設で不在者投票のできる者は、次のすべての条件を満たしていなければなりません。

(1) 選挙人であること。(法第49条)

- ・ 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。
- ・ 選挙人名簿に登録されていること。

(2) 指定施設に入院中又は入所中であること。(令第55条第2項、第4項第2号)

(3) 投票日当日、次のいずれか1つに該当する見込みであること。(法第49条第1項)

- ① 疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害若しくは産褥にあるため歩行が困難であること。(法第48条の2第1項第3号)
- ② 歩行が可能である者については、自分の登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域外にある指定施設に入院中又は入所中であること。(法第48条の2第1項第2号)

(4) 県知事及び県議会議員選挙の場合に留意すべき事項

同じ県内に住所を有し続けている選挙人については、住所移転の回数により区別せず、市町村を単位として2回以上住所を移した場合にも、県知事及び県議会議員選挙の選挙権が認められています。

この場合、投票は、新住所地の選挙人名簿に登録されるまでの間は、旧住所地においてする

こととなりますが、指定施設において不在者投票するために、旧住所地の選挙管理委員会に対して投票用紙等を請求する際には、いずれかの市町村長の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を添付するか、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければなりませんので、当該選挙人に「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を取り寄せさせるか、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請してください。(令第50条第5項)

4 不在者投票ができる期間は

不在者投票ができる期間は、選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日（投票日）の前日までです。

また、時間は午前8時30分から午後5時までです。(法第270条)

5 不在者投票管理者

(1) 不在者投票管理者とは

不在者投票管理者（法第49条、令第55条）とは、不在者投票事務全般を管理し執行する人のことで、不在者投票は不在者投票管理者の管理のもとで行われなければならない、不在者投票管理者は不在者投票が選挙人の自由な意思で公正に行われるために配慮しなければなりません。

その役目は不在者投票の場所において、次のことを行うことです。

- ① 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定を行う。
- ② 不在者投票事務に従事する人を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行する。

(2) 指定施設において不在者投票管理者となる者は

指定施設における不在者投票については、原則として指定施設の長が不在者投票管理者になります。(令第55条第2項、第4項第2号)

この場合、当該選挙の選挙権の有無にかかわらず当然に不在者投票管理者となります。したがって、不在者投票管理者たる指定施設の長がその職務を職員等に委任することはできません。ただし、次の場合には、当該指定施設の規定により当該指定施設の長の職務を代理すべき者（病院の例：病院長の職務を代理する者）が不在者投票管理者となります。

① 指定施設の長が候補者となった場合（令第55条第8項、第9項）

候補者としての身分を有する期間に行われるすべての選挙にわたって適用され、候補者となっている選挙に限られません。

② 指定施設の長が外国人である場合（令第55条第8項、第9項）

③ 指定施設の長に事故があったり欠けた場合（令第55条第9項）

なお、不在者投票管理者たる指定施設の長との連絡体制が整っている等、実質的に不在者投票管理者による管理が及んでいるのであれば、投票の際、投票場所に指定施設の長が実在しなくても差し支えありません。

(3) 不在者投票管理者が管理する主な仕事は

- ① 入院又は入所中の選挙人の依頼によって、その選挙人に代わって不在者投票の用紙及び封筒の交付を、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に請求すること。(令第50条第4項)
- ② ①によって投票用紙等の交付を受けたときは、これを選挙人に渡すこと。(令第53条第4項)
- ③ 選挙人が不在者投票をする際に投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書(個人で請求した場合のみ)を点検すること。(令第58条第1項、第2項)
- ④ 選挙人が不在者投票をする際に選挙権を有する立会人を選び、立ち会わせること。(令第58条第3項において準用する令第56条第3項)

※立会人については「6 不在者投票における立会人」(4ページ)に説明があります。

- ⑤ 不在者投票記載場所の設備をすること。(令第58条第4項において準用する令第32条)
- ⑥ 選挙人から代理投票の申請を受けた際にその許否を決定すること。(令第58条第4項において準用する令第56条第4項)
- ⑦ 不在者投票をその選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に送致すること。(令第60条第1項)

※事務の具体的な内容については「9 不在者投票の手続」(7ページ)に説明があります。

以上の仕事は、すべて不在者投票管理者の管理のもとで行われるものですから、①～⑦について実際の事務を職員が行うにあたっては、不在者投票管理者たる指定施設の長の文書決裁を受け、その文書を保管する必要があります。

(4) 不在者投票管理者が留意すべき事項は

- ① 不在者投票は投票日の前に選挙人に投票させる例外的な制度ですから、その取扱いには厳格にし、前もって分担事務全体の処理について計画を立て、選挙人に対して不在者投票の方法を周知する(周知例は25ページ参照)など、スムーズに事務処理ができるように検討してください。その際、「不在者投票事務チェック表」(26ページ)を活用ください。
- ② 勘や過去の経験ばかりに頼らず、常に法規・実例・判例等に根拠をおいて、的確に処理してください。疑わしい点については、県や市町村の選挙管理委員会事務局にお問合せください(問合せ先は27、28ページ参照)。
- ③ 投票の際に立会人等から候補者の氏名を示唆され、あるいは記載中にのぞかれる等の投票干渉を受けるというトラブルが生じないように、事務の管理執行にあたっては、自由・公正・平等をモットーとし、投票の秘密保持に万全を期し、選挙人に不安を抱かせることのないよう配慮願います。
- ④ 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、法第255条の規定により職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等の罰則の適用がありますので、いやしくもこれらの罰則に触れることのないように注意するとともに、不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効とされることのないように十分留意ください。

- ⑤ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。(法第 135 条第 2 項)

6 不在者投票における立会人

(1) 不在者投票における立会人とは

投票所において投票に立ち会い、投票が公正に行われるように監視する役割を持つのが、立会人です。不在者投票についても立会人の立会いは必要で、立会いのないところで行われた不在者投票は無効となります。

(2) 指定施設において不在者投票の立会人となる者は

不在者投票管理者が、選挙権を有する者を最低 1 人立会人として選任します。

(令第 58 条第 3 項において準用する令第 56 条第 3 項)

この立会人として必要な要件は、単に選挙権を有すれば足りるのであって、必ずしも住所要件等その不在者投票が行われる選挙の選挙権の要件すべてを具備していることを要しません。

また、立会人は不在者投票管理者や不在者投票事務従事者が兼任したり、代理投票の補助者と兼ねることはできません。

(3) 不在者投票における公正確保等（外部立会人の選任）

不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会が選定した者（外部立会人）を投票に立ち会わせるなどの方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています（法第 49 条第 10 項）ので、外部立会人の選任について積極的に検討してください。

指定施設において外部立会人の選任を希望する場合は、施設所在地の市町村選挙管理委員会事務局に連絡し、希望日時等を伝え外部立会人の選定を依頼してください。（市町村選挙管理委員会における選定には時間を要しますので、日程に余裕をもった連絡をお願いします。）

外部立会人の選任等に係る詳細な手続については、別添パンフレット「不在者投票の公正な実施確保に向けた外部立会人選任等の手続について」を確認してください。

(4) 立会人の職務は

立会人は、不在者投票の手続の全般にわたって立ち会い、不在者投票が公正に行われているか監視します。したがって、立会人が選挙人に対して候補者の氏名を示唆する等、投票干渉との疑惑を受けるような行為をしてはいけません。

また、公正に行われた投票について、投票用紙を入れ封をされた不在者投票用外封筒の裏面に署名（自署）します。この署名がない不在者投票は、選挙当日投票管理者において不受理とされますので注意してください。

7 投票場所等の設備

- (1) 不在者投票管理者は、投票場所において選挙人が投票を記載する場所（以下「投票記載場所」という。）について、他人が選挙人の投票記載を見ることができないように投票の秘密を保

持し、また投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければなりません。（令第58条第4項において準用する令第32条）

（2） 投票場所の設備は、別紙図2（16ページ）を参考にしてください。

（3） 投票場所に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、これを撤去しなければなりません。

（4） たとえ投票する選挙人の便宜を図るためであっても、投票場所及びその周辺に候補者の氏名等を掲示することはできません。（令第125条の4）

また、次の点についても御留意ください。

- ・ 投票場所の中において、施設職員が候補者氏名等の記載された文書を提示又は掲示することや候補者氏名等を口述することは、選挙人への便宜を図るためであっても、結果として違法な手段による選挙運動及び投票の誘導・干渉となるおそれがあることから差し控えてください。
- ・ 選挙人が候補者の氏名を忘れないように候補者氏名等が記載された文書（選挙運動用ビラや選挙公報など）を自発的に投票場所に持ち込むことは、不在者投票管理者（各指定施設の長）が、他の選挙人に対する投票の誘導・干渉とならないと認める場合においては、差し支えありません。
- ・ 選挙公報や自作の候補者等の氏名が記載された書類等を施設の廊下や掲示板などに掲示する行為は、選挙運動用文書図画の掲示について制限する公職選挙法に抵触するおそれがあることから差し控えてください。
- ・ 選挙人への便宜を図る目的で、施設が選挙公報や新聞記事の切り抜きを投票場所でないところ（例えば、投票場所入口近くの廊下）に置いておき、選挙人が各自で閲覧できる状態にしておくことは差し支えありませんが、選挙公報を加工し特定の候補者の部分を強調したり、特定の候補者に係る新聞記事のみを用意したりするなど、公平性を欠くような態様とならないよう御留意ください。

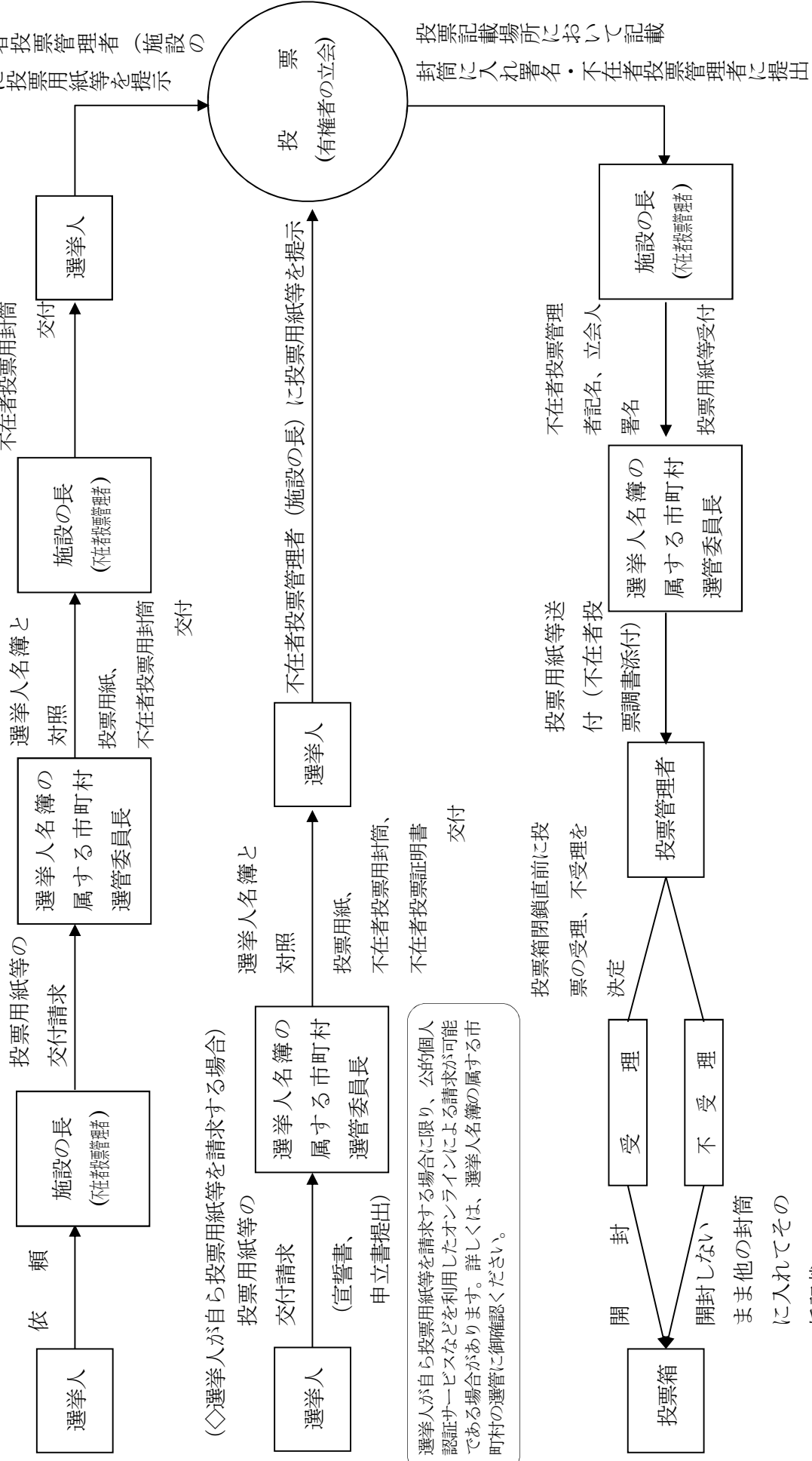
8 不在者投票事務のあらまし

指定施設における不在者投票の手順のあらまきは、次ページの図1のようになっています。

図 1

○指定施設における投票

(◇指定施設の長が投票用紙等を代理請求する場合)



9 不在者投票の手続

(1) 投票用紙等の請求の方法は

- ① 次のいずれかの方法により、各選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村選挙管理委員会委員長あて、選挙期日の前日までに直接又は郵便等によって行うこととなっています。なお、投票用紙等の請求は、必ず、選挙人の意思に基づいて行ってください。

(ア) 本人が請求

- (イ) 指定施設の長が選挙人からの依頼に基づいて選挙人に代わって請求(選挙人の意思を確認し、依頼書(別紙記載例1-1(17ページ)、1-2(同)参照)を作成・保管すること。

請求は選挙期日の公示(告示)日前であっても行うことができますが、この場合、選挙管理委員会から投票用紙等が交付されるのは選挙期日の公示(告示)日の翌日(郵便等をもって発送する場合は、公示(告示)日前において市町村選挙管理委員会の定める日)以後となります(令第53条第1項)。

なお、依頼書は選挙人の自書によることが望ましいものです(施設内における不在者投票が有効に行われたことを争訟の際に立証する貴重な資料となり得るため)。自書することが困難な選挙人については代筆でも構いませんが、依頼書の余白にその旨を記録しておいてください。

② 請求に必要な文書

(ア) 本人請求の場合

○ 一般の請求

- ・ 宣誓書兼投票用紙等請求書(別紙記載例2(18ページ)参照)

○ 山形県内で他の市町村に住所を移した選挙人が、県知事又は県議会議員選挙において不在者投票をするときの請求(1ページ3参照)

- ・ 宣誓書兼投票用紙等請求書(別紙記載例2(18ページ)参照)
- ・ 引き続き県内に住所を有する旨の証明書(いずれかの市町村長が発行)*

*引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請する場合には「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」は不要です。この場合には、宣誓書兼投票用紙等請求書の「☐ 引き続き山形県内に住所を有することの確認申請を行う」の☐にレ印を記入してください。

※点字で投票する場合は、その旨を当該市町村選挙管理委員会委員長に申し立ててください。

(イ) 指定施設の長による代理請求の場合

○ 一般の請求

- ・ 投票用紙等請求書(別紙記載例3(19ページ)参照)

○ 山形県内で他の市町村に住所を移した選挙人が、県知事又は県議会議員選挙において不在者投票をするときの請求(1ページ3参照)

- ・ 投票用紙等請求書(別紙記載例3(19ページ)参照)
- ・ 引き続き県内に住所を有する旨の証明書(いずれかの市町村長が発行)*

＊引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請する場合には「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」は不要です。この場合には、投票用紙請求書の備考欄に「引続居住」と記載してください。

※点字で投票する場合は、投票用紙等請求書の備考欄にその旨を記載してください。

(2) 不在者投票の方法

① 不在者投票をさせる前にしなければならないことは

(ア) 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認してください。(令第58条第1項)

(イ) 投票用紙に候補者の氏名等がすでに記載してある場合の措置

投票用紙に候補者の氏名等がすでに記載してある場合は、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人の名簿登録地の選挙管理委員会委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせた上、所定の不在者投票を行わせてください。

(ウ) 不在者投票証明書の点検(令第58条第2項)

(a) 選挙人が自分で投票用紙等を請求したものであるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開披されていないかどうかを点検してください。

(b) 不在者投票証明書の封筒が開披されているときは、選挙人が誤って開披したのかどうかを問わず、投票をさせることはできません。

(c) 不在者投票をする指定施設と不在者投票証明書に記載されている、投票をしようとする指定施設の名称とが一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときには投票させることができます。

(d) 選挙の公示又は告示の日の翌日前に投票の申出があっても、投票させることはできませんので公示又は告示の日を確認してください。

② 投票するときの手続(令第58条第1項)

(ア) 投票記載場所において、投票用紙に候補者1人の氏名(衆議院比例代表選挙の場合は1つの名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選挙の場合は候補者名簿に記載された候補者1人の氏名又は1つの名簿届出政党等の名称若しくは略称)を自書させ、これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、さらに不在者投票用外封筒に入れて封をさせた上、外封筒の表面に署名(別紙記載例4-1(20ページ)参照)させて提出させてください。

(イ) 不在者投票用外封筒の署名を忘れたり、不在者投票管理者等が選挙人に代わって氏名を記載してはなりません。

(ウ) 不在者投票用外封筒の署名の下に捺印をするとか、不在者投票用封筒を、印をもって封緘する必要はありません。

(エ) 点字投票があったときの不在者投票用外封筒の表面の署名は、不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れる前に点字で打たせてください。

(オ) 代理投票を希望する者がいるとき

(a) 選挙人が心身の故障その他の事由により候補者の氏名(名簿届出政党等の名称又は略称)

を自書することができないときは、その申請により代理投票をさせることができます。

- (b) 代理投票をさせる場合、不在者投票管理者は立会人の意見を聞いて、投票の事務に従事する者のうちから補助者2人を選任し、その1人を代理投票の立会人とし、他の1人を代理記載人とし投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名（名簿届出政党等の名称）を記載させ、これを選挙人に確認させたうえ、不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに不在者投票用外封筒に入れて封をしたうえ、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させて直ちに提出させてください。

したがって、候補者の氏名（名簿届出政党等の名称又は略称）の記載及び外封筒の表面への選挙人の氏名記載等は、補助者が行ってください（別紙記載例4-2（21ページ）参照）。なお、不在者投票の立会人が補助者となることはできませんので注意してください。

また、代理投票をさせたときは、代理投票（仮投票）者名簿を作成してください。（別紙記載例5（22ページ）参照）

- (c) 代理投票をさせる場合には、投票の秘密保持に十分配慮し、一人ひとり入室させる等の方策を講じてください。
- (d) 代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聞いて代理投票を拒否することができます。
- (e) 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき又は代理投票をさせることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることになります。代理投票の仮投票の場合は、代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏名（名簿届出政党等の名称又は略称）を記載した者にその者の氏名を不在者投票用外封筒の表面左下段に記載させて提出させてください。（別紙記載例4-2（21ページ）参照）

なお、代理投票の仮投票をさせたときは、代理投票（仮投票）者名簿を作成してください。（別紙記載例5（22ページ）参照）

- (f) ベッドの上で投票できるか

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で、立会人の立会いがある限り、ベッドの上でもできます。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

10 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合においては、不在者投票用外封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、これに自己の職名及び氏名を記載（ゴム印等を使用しても差し支えありません。）し、かつ、立会人自身に署名（ゴム印等は使用できません。必ず自署してください。）

（別紙記載例4-1（20ページ）、別紙記載例4-2（21ページ）参照）させ、不在者投票証明書がある場合はそれとともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちにこれを選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙

管理委員会の委員長に送致し、又は郵便をもって送付しなければなりません(令第60条)。この場合、投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名をすることを忘れたりすると、その投票は受理されないこととなりますので注意しなければなりません。

また、代理投票（仮投票を含む。）をさせた場合には、あわせて代理投票（仮投票）者名簿（別紙記載例5（22ページ）参照）を送付してください。

なお、投票は、選挙の当日投票所を閉鎖する時刻までに投票管理者のもとに届かなければなりません。「速達」や「レターパック」を利用するなどして、確実に期限までに到達するよう、余裕をもった手続をとってください。

11 投票用紙等の返還

投票用紙等の請求を行ったがその後何らかの事由により投票をしなかった選挙人がある場合や、選挙人に投票の意思がないことが明らかな場合などは、白票を投じさせるのではなく棄権扱いとし、その者の投票用紙等は、必ず選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村選挙管理委員会に返還してください。

12 所要経費について

(1) 不在者投票特別経費について

指定施設で不在者投票の事務を行っていただく場合には、投票用紙等の請求や投票した用紙を送付していただくなど、いろいろと経費がかかるわけですが、これに要する経費として不在者投票を完了した選挙人1人につき1,236円(※)をお支払いすることとなっています。

※ 令和7年5月現在において、同年の参議院通常選挙への適用を予定している「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」改正後の額を記載しています。

この経費の算定基礎は、不在者投票を完了した選挙人の人数ですので、投票用紙等の交付があっても投票せずに投票用紙を返還した選挙人の人数については、算定基礎とはなりませんので注意してください。

請求する際には、不在者投票特別経費請求書により、選挙期日後1週間以内に下記に掲げる各選挙管理委員会事務局(地方事務局)まで請求してください(別紙記載例6(23～24ページ)参照)。

選挙の種類	請求先	請求書の送付先
衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙	○県内の指定施設入院(入所)者分 山形県知事	山形県選挙管理委員会各地方事務局
	○県外の指定施設入院(入所)者分 施設所在の都道府県知事	各都道府県選挙管理委員会事務局
山形県の国会議員の 補欠(再)選挙 山形県知事選挙 山形県議会議員選挙	山形県知事	(県内施設) 山形県選挙管理委員会各地方事務局
		(県外施設) 山形県選挙管理委員会事務局
他都道府県の国会議員の 補欠(再)選挙 他都道府県の知事・ 議会議員選挙	当該都道府県の知事	各都道府県選挙管理委員会事務局
市町村長選挙 市町村議会議員選挙	当該市町村の長	各市町村選挙管理委員会事務局

※ 衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙については、選挙人の住所が他の都道府県の場合であっても、県内の施設に入院(入所)していれば山形県から経費をお支払いしますので、山形県知事あて請求してください。

(2) 外部立会人を投票に立ち会わせるために要する経費

市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち会わせ、不在者投票管理者から外部立会人に謝金等を支払った場合、所定の手続を経て、その費用を請求することができます。

外部立会人に要する経費の支払等に係る詳細な手続については、別添パンフレット「不在者投票の公正な実施確保に向けた外部立会人選任等の手続について」を確認してください。

13 よくある質問等

問1 指定老人ホームでショートステイ中の者は、不在者投票事由に該当すれば、一般の入所者と同様に不在者投票を行えるか。

答 行える。

問2 市内在住の歩行可能なアルコール中毒患者が入院しているが、この者は不在者投票ができるか。

答 医師の診断により、当該患者が、選挙当日歩行そのものは可能だが、1人で目的地にたどり着き、また出発地に戻るかどうか確信の持てない病状であると見込まれれば、歩行が著しく困難な者に含めて、当該病院で不在者投票させてよい。

問3 指定老人ホームに併設されているグループホーム・デイサービスセンターの利用者も、不在者投票事由に該当すれば、不在者投票を行えるか。

答 グループホーム等は、指定施設となることができない施設なので、投票させることはできない。

問4 市長選挙と市議会議員選挙が同時に行われる場合、入所者が、市長選挙のみ投票したいと申し出たとき、市長選挙のみの投票用紙等の請求はできるか。

答 できる。

問5 入院・入所中の者の投票意思の確認は、各室を廻って一人ひとりに行わなければならないか。

答 入院患者・入所者全員に対して意思の確認ができる方法であれば、各室を廻る方法のほか、掲示板等に選挙期日と不在者投票を行う場合の申出方法を掲示する等の方法によっても差し支えない。

なお、投票は選挙人の自由な意思によって行われなければならないため、投票意思の確認にあたっては、投票への参加又は不参加を強いるような表現とならないよう十分留意すること。

問6 指定施設独自の判断により、選挙人からの依頼によらず投票用紙等を請求、または依頼があっても請求しないことはできるか。

答 投票用紙等の請求は選挙人からの依頼に基づくので、できない。

問7 指定施設の職員を立会人に選任することに問題はあるか。

答 立会人は「選挙権を有する者」であればよいが、不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会が選定した者（外部立会人）を投票に立ち会わせるなどの方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない（法第49条第10項）こととされているので、外部立会人の選任について積極的に検討すること。

※ 選任等の具体的な事務内容については「6 不在者投票における立会人（3）不在者投票における公正確保等（外部立会人の選任）」（4ページ）を参照のこと。

問8 外部立会人を投票に立ち会わせるために要する経費として、謝金等を支払ったうえで請求することができるのは、どのような者を立会人として選任した場合か。

答 請求できるのは、正規の手続により市町村選管が選定した外部立会人にかかる経費のみである。したがって、指定施設が独自に選任した立会人にかかる経費は請求できない。

問9 特定の日時を定めて、一括して投票させることには問題があるか。

答 特段問題はないが、定められた日時以外の日であっても、法で定められた不在者投票のできる期間内に選挙人から申出があれば、投票させなければならない。

問10 投票場所には、投票箱や投票記載台を必ず設置しなければならないか。

答 法律上設置は義務付けられてはいないが、選挙の公正に疑義をもたれることのないためにも設置することが望ましい。県選管地方事務局又は市町村選挙管理委員会事務局の貸与制度を活用されたい。

また、投票記載台を設置せず通常の机を使用する場合には、投票の秘密保持に十分配慮し、ついたて等で周囲から遮断したり、一人ひとり入室させる等の方策を講じること。

問11 候補者の氏名等を記載した一覧表を作成し、投票場所に掲示することはできるか。

答 投票場所のみならず、投票場所以外の場所であっても、できない。

なお、投票場所でないところ（例えば、投票場所入口近くの廊下）に選挙公報若しくは立候補届出の告示又は新聞の切り抜きを置くことは差し支えない。（特定候補者の氏名等を赤で囲うなどすることができないことは、言うまでもない。）

このほか、氏名等が記載された文書図画の取扱い等については、「7 投票場所等の設備（4）」（5 ページ）を参照のこと。

問 12 不在者投票にきた選挙人から「立候補者の氏名がわからない」と言われた際に、事務従事者が教えることはできるか。

答 投票誘導、投票干渉にあたるおそれがあるので、できない。
（なお、問 11 を参照のこと。）

問 13 代理投票において、選挙人が認知症、精神障がいのため、投票しようとする候補者の氏名等が確認できない場合、どのように対処すべきか。

答 投票の意思があっても候補者の氏名等を示すことができない選挙人については、「わからないから、何も書かないで投票してよいか」を確認のうえ、それでよい場合は何も記載しないで封筒に入れる。代理投票補助者が候補者の氏名等を述べたり、候補者の氏名等が掲載された新聞等を指し示すことはできない。
なお、選挙人が示した氏名等が候補者等以外のものであっても、そのとおりに記載し、代理投票補助者が候補者の氏名等を類推して記載することはできない。

問 14 代理投票において選挙人が、（選挙人が持参した）候補者の氏名等を掲載した新聞記事等を指さして候補者等を指定する場合には、投票させてよいか。

答 指さすことが本人の意思によるものと認められるのであれば、できる。

問 15 投票用紙等を請求したが、その後投票の意思がみられなくなった選挙人は、棄権と解釈してよいか。

答 結果として投票を行わなかった場合は、当然棄権となる。
なお、当該者の投票用紙等は交付された市町村選管に返還すること。また、当該者に係る不在者投票特別経費は交付されない。

問 16 指定施設内の不在者投票で、A 市の選挙人が投票用紙を B 市の外封筒に入れて封をした。B 市の選挙人はまだ投票をしていないが、どうすればよいか。

答 A 市、B 市両方で、投票用紙と封筒を交換交付してもらい、再度投票を行う方法によりたい。

問 17 特別養護老人ホームにおける多床室及びユニット型の施設など、同一の所在地にありながら、県選管から別々の施設として指定を受けている場合の投票場所はどうすればよいか。

答 不在者投票の管理に支障が出ないよう、各施設として別々の投票場所を設けるのが原則であるが、施設の長の管理が及んでおり、かつ相当の設備があり、別々に適正な管理執行ができるという前提の下、各施設の入所者に対し同一の投票場所で投票させることもできる（下記「表」参照）。

表（同一所在地にある複数施設での不在者投票の整理）

	異なる日時	同じ日時
異なる会場	○(*1)	△(*2)
同じ会場	△(*3)	×(*4)

※1 選挙人の混在を防ぐことができ、不在者投票の管理に万全を期することができる最も望ましい方法。

※2 不在者投票を短時間で行うことができるが、複数会場となるため一時的に多くの事務従事者が必要となる方法。なお、投票場所が近接する場合には、選挙人が混在しないように注意を要する。

※3 比較的少数の事務従事者で行うことができるが、不在者投票に時間がかかる方法。なお、各施設の不在者投票時間の間隔を十分に確保し、選挙人が混在しないように注意を要する。

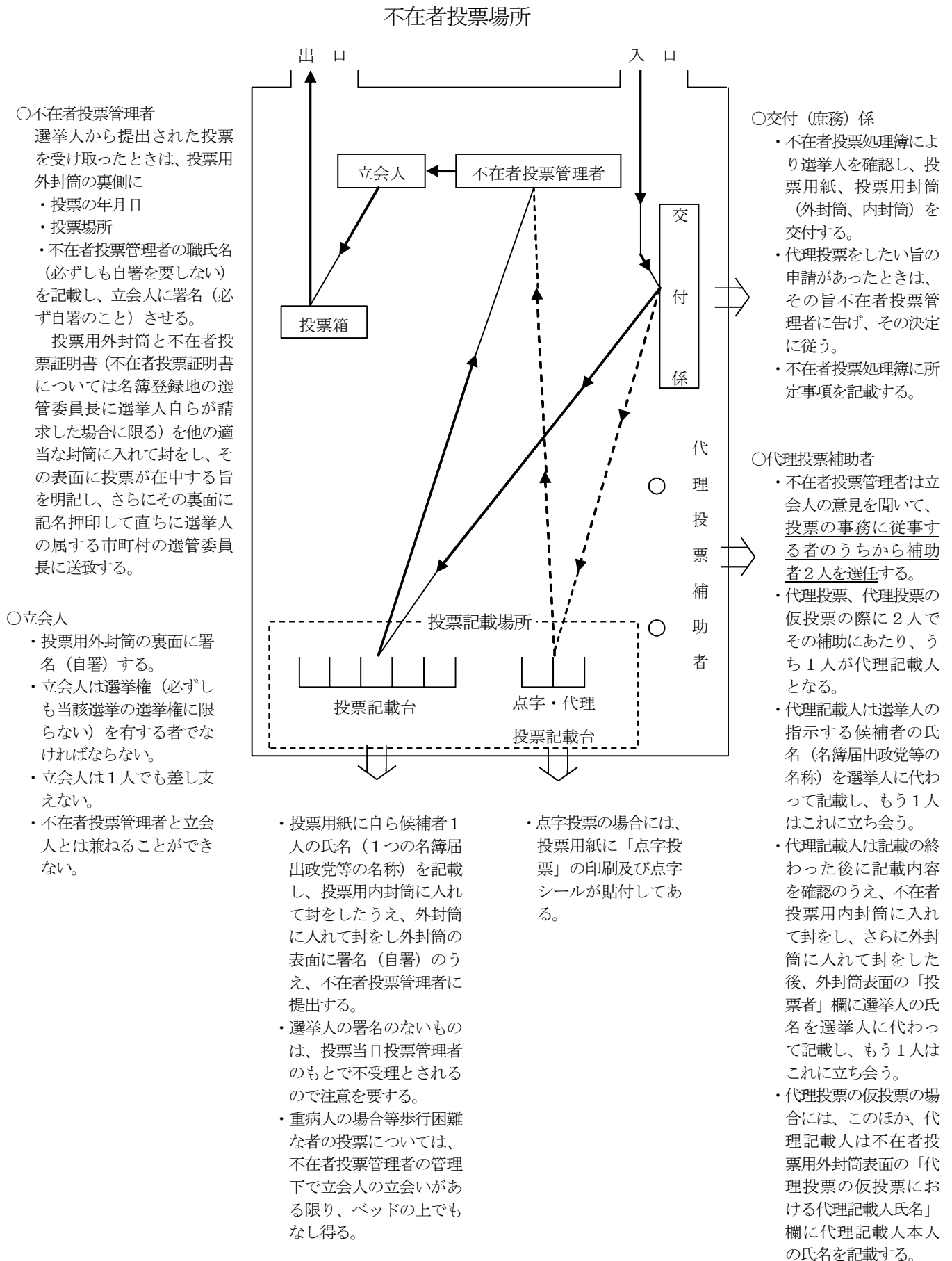
例：A施設の不在者投票時間 9:00～10:00
B施設の不在者投票時間 10:30～11:30

※4 複数施設の不在者投票を同時刻・同会場で行うことは、選挙人が混在することとなり、不在者投票の適正な管理ができないため、認められない。

問 18 不在者投票の指定施設となっている病院が、新型コロナウイルスや季節性インフルエンザへの対応等により人員不足になっていることを理由に不在者投票の事務を拒否することはできるか。

答 人員不足を理由に拒否することはできない。

図 2



記載例 1－1

依 頼 書

私（私達）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の〇〇選挙の投票を当病院（施設）において行いたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求して下さるよう依頼いたします。

令和〇年〇月〇日

選挙人名簿に記載されている 住 所	選挙人氏名	性別	生年月日
〇〇市〇〇町〇－〇〇	松波 太郎	男	昭和〇年〇月〇日
〇〇市〇〇町〇〇〇	大山 花子	女	昭和〇年〇月〇日
・選挙人の自書によることが望ましいものです。 ・自書することが困難な選挙人については代筆でも構いませんが、 依頼書の余白にその旨を記録しておいてください。			

例)
自書困難のため
何某代筆（〇/〇）

〇〇病院（施設）長 殿

記載例 1－2

依 頼 書

〇〇病院（施設）長 殿

私は、令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の〇〇選挙の投票を当病院（施設）において行いたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求して下さるよう依頼いたします。

令和〇年〇月〇日

選挙人名簿に記載されている住所	〇〇市〇〇町〇－〇〇
選 挙 人 氏 名	松波 太郎
性 別	男
生 年 月 日	昭和〇年〇月〇日

記載例2

宣誓書兼投票用紙等請求書

私は、令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の〇〇〇〇選挙の当日、下記の期日前投票又は不在者投票事由に該当する見込みであり、真実に相違ないことを誓いますので、投票用紙又は投票用紙及び投票用封筒を請求します。

[不在者投票の場合]

なお、投票は (市区町村) において行いたいので申し添えます。

令和〇年〇月〇日

市

山形 町 選挙管理委員会委員長 殿
村

氏 名	山形 太郎	性別	男・女	生年月日	明治・大正 昭和・平成 〇年〇月〇日
現 住 所	山形市〇〇町〇〇-〇〇			電話	
選挙人名簿に記載されている住所					

※「選挙人名簿に記載されている住所」は、現住所と異なる場合のみ記載して下さい。

記

期日前投票又は不在者投票事由 (次の1から6のいずれかに○を付して下さい。)

1	ア. 仕事 イ. 学業 ウ. 地域行事の役員 エ. 本人又は親族の冠婚葬祭 オ. その他 ()	に従事	※左のアからオのいずれかに○を付して下さい。オの場合は具体的な用務等を記載してください。
2	1以外の用事又は事故のため、 ア. 本市町村以外 イ. 本市町村内 ()	に外出・旅行・滞在	※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。イの場合は具体的な場所を記載してください。
3	ア. 疾病、負傷、出産、身体障がい等のため歩行困難 イ. 刑事施設等に収容		※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。
4	交通至難の島その他の地 ()	に居住・滞在	※具体的な場所を記載して下さい。
5	住所移転のため、本市町村以外に居住		
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難		

※2の「イ. 本市町村内 ()」は、選挙人の属する市町村内で、かつ、投票区の区域外に外出・旅行・滞在する見込みの場合に限ります。

※4の「交通至難の島その他の地 ()」は、山形県内では酒田市飛島だけが該当します。

..... [事務処理欄]

投票区	名 簿 番 号		直・郵	期日前投票又は不在者投票事由	備 考
	頁	行		1・2・3・4・5・6	

記載例 3

請 求 書

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生 年 月 日	備 考
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇〇	松 波 太 郎	昭和〇〇年〇月〇日	
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇〇	大 山 花 子	昭和〇〇年〇月〇日	点字

上記の選挙人は、令和〇年〇月〇日執行の〇〇〇〇選挙の当日、当施設にあるため、当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第 50 条第 4 項（第 51 条第 2 項において準用する第 50 条第 4 項）の規定による依頼があったので、上記の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和〇年〇月〇日

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
施設名 〇〇病院
職 名 院長
氏 名 山 形 一 郎

署名又は記名押印

〇〇市選挙管理委員会委員長 殿

備考 1 選挙人から点字の申出の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

2 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請する場合は、備考欄に「引続居住」と記載すること。

3 選挙の期日の公示又は告示の前日に請求をする場合には、選挙の執行年月日を記載する必要があるが、当該請求に係る選挙を指定する文言を記載すること。

不在者投票用外封筒

- ・不在者投票管理者が記載「ゴム印等でも可」
- ・不在者投票管理者の記名「ゴム印等でも可」
- ・立会人の署名
- ・「必ず立会人本人が自署」

・選挙人	松波 太郎
・不在者投票管理者	山形 一郎
・立会人	奥羽 花子

20

記載例 4－2
代理投票及び代理投票の仮投票の場合の不在者投票用封筒

投票年月日 令和〇年〇月〇日

投票の場所 山形県山形市

不在者投票管理者「職・氏名」 〇〇病院 長山形一郎

立会人「署名」 奥羽花子

交付市町村名 〇〇市

交付年月日 令和〇年〇月〇日

船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名 〇〇市

〇〇選挙
不在者投票
(外封筒)

選挙管理委員会印

投票者

「氏名」 松波太郎

「代理投票の仮投票における代理記載人氏名」

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

出羽次郎

在外選挙人の投票に使用

「在外選挙人氏名」

選挙人 松波太郎

不在者投票管理者 山形一郎

立会人 奥羽花子

代理投票補助者 出羽次郎「代理記載をする者」

羽前 三郎

不在者投票管理者が記載「ゴム印等でも可」

不在者投票管理者の記名「ゴム印等でも可」

立会人の署名「必ず立会人本人が自署」

記載しないでください

代理投票の仮投票の場合のみ代理記載人において記載

代理記載人において記載

記載例 5

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行〇〇〇〇選挙代理投票（仮投票）者名簿

（市町村名 〇 〇 市）

病院・施設名 〇〇病院

月 日	投票区（選管で記入）	選 挙 人	補	助	者	備考
〇月〇日		松 波 太 郎	A 野 A 男	B 野 B 子		
〇月〇日		大 山 花 子	C 野 C 男	D 野 D 子	仮投票	

記載例 6

令和〇〇年〇〇月〇〇日

不在者投票特別経費請求書

山形県知事 殿

(法人・団体名)と(代表者の職・氏名)
を記載してください。

債権者住所
法人・団体名
代表者の職・氏名

山形市〇町〇一〇
〇〇法人 〇〇ホーム
理事長 〇〇〇〇 印

金 37,080 円
(@1,236(※)× 30人：内訳参照)

原則として、「口座名義人」と同じ
代表者の職・氏名としてください。

ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の〇〇〇〇選挙における不在者投票に要した経費
として上記の金額を請求します。

押印を忘れずにお
願います。

施 設 名	〇〇法人 〇〇ホーム							
施 設 所 在 地	山形市〇〇町〇一〇							
電 話 番 号	023-〇〇-〇〇							
不在者投票管理者 職・氏名	所長 〇〇 〇〇 印							
振替先金融機関名	(金融機関名)				(本店・支店名)			
	〇〇銀行				〇〇支店			
	(金融機関コード)	〇	〇	〇	(本店・支店コード)	〇	〇	〇
口 座 番 号	当・普	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
口座名義人	カ ナ	〇〇 〇〇						
	漢 字	〇〇 〇〇						

山形県会計局への債権者登録

☒ 有 ・ 無

※ 留意事項

- (1) 債権者名と不在者投票管理者名をそれぞれ記入のうえ押印してください。(債権者と不在者投票管理者が別のケースがあるため。)
 - (2) 債権者は債権を請求することのできる代表者を記入してください。
 - (3) 口座名義人は、通帳に記載されているとおり記入してください。
 - (4) 山形県会計局に債権者登録をしている場合は、当該登録口座を記入してください。
- ※ 令和7年5月現在において、同年の参議院通常選挙への適用を予定している「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」改正後の額を記載しています。

不在者投票特別経費請求 市町村別不在者投票者数内訳

法人・団体名 〇〇法人 〇〇ホーム

市 町 村 名	投 票 用 紙 交 付 請 求 者 数	棄 権 者 数	投 票 者 数 (人)
〇〇市	22	2	20
〇〇町	5	0	5
〇〇村	8	3	5
計	35	5	30

※ 「不在者投票をした選挙人」を市町村別に集計して、記入してください。

※ 「投票用紙交付請求者数」、「棄権者数」及び「投票者数」の欄は、参議院山形県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の全ての投票を通じて選挙人ごとに記入してください。

例 1) A市在住の入所者 1 名が、参議院山形県選出議員選挙と参院選比例代表選出議員選挙の不在者投票を一緒に行った場合→A市＝1 名

例 2) B町在住の入所者 1 名が、一度参議院山形県選出議員選挙の不在者投票を行った後、改めて参議院比例代表選出議員選挙における不在者投票を行った場合→B町＝1 名

例 3) C村在住の入所者 1 名が、参議院山形県選出議員選挙の不在者投票のみ行った場合→C村＝1 名

※ 欄が足りない場合は、同様の欄を設けた用紙に記載して添付いただいても結構です。

不在者投票をされる方へ

令和〇年〇月〇日に執行される〇〇選挙の不在者投票を、〇月〇日に〇〇室で行います。詳しいことは当日にお知らせしますが、不在者投票は次の手順で行われますので、当日までに次のことをよく読んでおいてください。

1. 投票場所に入ったら、まず交付係（庶務係）へ行き、本人かどうかの確認を受けたうえで投票用紙等を受け取ってください。

ご自分で投票用紙等を請求された方は、交付係（庶務係）に不在者投票証明書と投票用紙等を提示し、確認を受けてください。なお、事前に投票用紙に候補者の氏名等を書いておくことはできません。

また、ご自分で投票用紙に書くことができない（代理投票を希望される）方や、点字での投票を希望される方は、その旨を申し出て、係の指示に従ってください。

2. 次に投票記載台（所定の記載場所）へ行き、投票用紙に候補者1人の氏名（衆議院比例代表選挙の場合は1つの名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選挙の場合は候補者名簿に記載された候補者1人の氏名又は1つの名簿届出政党等の名称若しくは略称）を記載します。記載し終わったらそれを内封筒に入れて封をし、その後で外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に署名をしてください。

署名がなければ、投票は受理されません。

3. 署名が済んだら、不在者投票管理者のところへ行きます。（提出します。）

そこでは、外封筒に不在者投票管理者が必要事項を記載し、立会人が署名をします。

- （4.あとは投票箱へ入れ、投票所を出て、投票は終わりになります。）

※投票している間は私語を慎み、まわりの投票人に迷惑にならないようにしましょう。

せっかくの投票を無効にしないために

不在者投票は、投票当日投票所において投票をするという一般投票の原則の例外であるため、手続が厳密であり、手続等に不備な点があれば、せっかくの投票が無効になってしまうことがあります。この事務を処理される不在者投票管理者（指定施設の長）にあつては、次の「不在者投票事務チェック表」を活用され、公正な事務処理をお願いします。

不在者投票事務チェック表

確 認 事 項	確 認 欄	備 考
1. 不在者投票管理者（指定施設の長）が投票用紙等の代理請求を行ったか		
2. 投票用紙等の送付を受けたか（送付された投票用紙の種類と請求した種類が一致しているか）		
3. 投票記載場所の設備		
(1) 選挙人の投票の記載が他から見えないよう設備したか		
(2) 候補者の氏名等を記載したポスター等が掲示されているか		
4. 投票の立会人を選任したか		
5. 投票の手続		代理投票及び代理投票の仮投票の場合8ページ～
(1) 選挙人に、自書した投票用紙を内封筒に入れ封をさせ、さらに外封筒に入れて封をさせたか		点字投票の場合は点字によって氏名が記載されているか
(2) 不在者投票用外封筒の表面に選挙人が署名（必ず自署のこと）したか		
(3) 不在者投票用外封筒の裏面の記載		
① 投票年月日及び投票場所を記載したか		
② 不在者投票管理者（指定施設の長）の職、氏名を記載したか		
③ 立会人の署名（必ず自署のこと）は済んだか		
6. 投票の送致		
(1) 投票済の投票は、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する選挙管理委員会ごとにそれぞれ送致用封筒に入れたか		
(2) 送致用封筒の表面に投票が在中する旨の記載をしたか		
(3) 送致用封筒裏面に不在者投票管理者（指定施設の長）の氏名を記載し、印を押したか		
(4) 投票は選挙人が登録されている選挙人名簿の属する選挙管理委員会の委員長へ 月 日までに到着するよう送付したか		

山形県内市町村選挙管理委員会事務局一覧（令和7年5月現在）

市町村名		郵便番号	所在地	電話番号
市	山形市	990-8540	山形市旅籠町二丁目3番25号	023-641-1212
	米沢市	992-8501	米沢市金池五丁目2番25号	0238-22-5120
	鶴岡市	997-8601	鶴岡市馬場町9番25号	0235-35-1766
	酒田市	998-8540	酒田市本町二丁目2番45号	0234-26-5765
	新庄市	996-8501	新庄市沖の町10番37号	0233-29-5845
	寒河江市	991-8601	寒河江市中央一丁目9番45号	0237-85-1387
	上山市	999-3192	上山市河崎一丁目1番10号	023-672-1111
	村山市	995-8666	村山市中央一丁目3番6号	0237-55-2111
	長井市	993-8601	長井市栄町1番1号	0238-82-8002
	天童市	994-8510	天童市老野森一丁目1番1号	023-654-1111
	東根市	999-3795	東根市中央一丁目1番1号	0237-42-1111
	尾花沢市	999-4292	尾花沢市若葉町一丁目2番3号	0237-22-1111
	南陽市	999-2292	南陽市三間通436番地の1	0238-40-8536
東村山郡	山辺町	990-0392	東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地	023-667-1111
	中山町	990-0492	東村山郡中山町大字長崎120番地	023-662-2111
西村山郡	河北町	999-3511	西村山郡河北町谷地戊81番地	0237-73-2111
	西川町	990-0792	西村山郡西川町大字海味510番地	0237-74-2111
	朝日町	990-1442	西村山郡朝日町大字宮宿1115番地	0237-67-2111
	大江町	990-1101	西村山郡大江町大字左沢882番地の1	0237-62-2111
北村山郡	大石田町	999-4112	北村山郡大石田町緑町1番地	0237-35-2111
最上郡	金山町	999-5402	最上郡金山町大字金山324の1	0233-29-5600
	最上町	999-6101	最上郡最上町大字向町644番地	0233-43-2111
	舟形町	999-4601	最上郡舟形町舟形263番地	0233-32-2111
	真室川町	999-5312	最上郡真室川町大字新町124番4	0233-62-2054
	大蔵村	996-0212	最上郡大蔵村大字清水2528番地	0233-75-2111
	鮭川村	999-5292	最上郡鮭川村大字佐渡2003番の7	0233-55-2111
	戸沢村	999-6401	最上郡戸沢村大字古口270番地	0233-72-2111

市 町 村 名		郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
東置賜郡	高 畠 町	992-0392	東置賜郡高畠町大字高畠 436 番地	0238-52-3154
	川 西 町	999-0193	東置賜郡川西町大字上小松 977 番地 1	0238-42-6689
西置賜郡	小 国 町	999-1363	西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目 70 番地	0238-62-2112
	白 鷹 町	992-0892	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833 番地	0238-85-6120
	飯 豊 町	999-0696	西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地	0238-87-0520
東田川郡	三 川 町	997-1301	東田川郡三川町大字横山字西田 85 番地	0235-35-7009
	庄 内 町	999-7781	東田川郡庄内町余目字町 132 番地 1	0234-42-0128
飽海郡	遊 佐 町	999-8301	飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202 番地	0234-72-5880

※ 電話番号は主に市町村役場の代表番号

＜参考＞山形県選挙管理委員会事務局関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
村 山 地 方 事 務 局 (村山総合支庁総務課内)	〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号	023-621-8107
最 上 地 方 事 務 局 (最上総合支庁総務課内)	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1206
置 賜 地 方 事 務 局 (置賜総合支庁総務課内)	〒992-0012 米沢市金池七丁目 1-50	0238-26-6100
庄 内 地 方 事 務 局 (庄内総合支庁総務課内)	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-5417
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号	023-630-2081